

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年7月13日（令和5年（行情）諮問第611号）及び同年1月2日（同第990号及び同第991号）

答申日：令和6年2月5日（令和5年度（行情）答申第656号，同第659号及び同第660号）

事件名：通達一覧表の一部開示決定に関する件
通達一覧表の一部開示決定に関する件
通達一覧表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下，併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し，別紙の2に掲げる文書1ないし文書66（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，令和5年3月6日付け防官文第4380号，平成28年8月29日付け同第15294号及び平成29年3月6日付け同第2784号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，各審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。なお，添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は，「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのま

ま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

ケ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電

子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 上記（１）エのとおり。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

キ 上記（１）オのとおり。

(3) 審査請求書 3（原処分 3 について）

アないしキ 上記（２）アないしキのとおり。

ク ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるため、改めて特定すべきである。

ケ 文書の特定が不十分である。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和 5 年 3 月 6 日付け防官文第 4 3 8 0 号、平成 2 8 年 8 月 2 9 日付け同第 1 5 2 9 4 号及び平成 2 9 年 3 月 6 日付け同第 2 7 8 4 号により、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、原処分 2 及び原処分 3 に係る各審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 7 年 1 か月又は約 6 年 7 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

ク 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めますが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求めるとともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求めるとして、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 上記(1)ウのとおり。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求めるとともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、原処分においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。

オ及びカ 上記(1)エ及びケのとおり。

(3) 原処分3について

アないしオ 上記(2)アないしオのとおり。

カ 審査請求人は、「ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる」として、改めて特定するよう求めるが、原処分において特定した電磁的記録が全てである。

キ 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書に係る行政文書は保有していない。

ク 上記(2)カのとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月13日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第611号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

- ③ 同月 2 4 日 審議（同上）
- ④ 同年 1 1 月 2 日 諮問の受理（令和 5 年（行情）諮問第 9 9 0 号及び同第 9 9 1 号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同月 1 7 日 審議（同上）
- ⑦ 令和 6 年 1 月 1 5 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議（令和 5 年（行情）諮問第 6 1 1 号，同第 9 9 0 号及び同第 9 9 1 号）
- ⑧ 同月 2 9 日 令和 5 年（行情）諮問第 6 1 1 号，同第 9 9 0 号及び同第 9 9 1 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は，文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について，当審査会事務局職員をして，改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書については表計算ソフトを用いて電磁的記録として作成し，管理しているものである。

イ 本件対象文書は，発簡した文書に関する情報を順次記入することにより作成される表形式の文書であり，これにより発簡された通達を一覧表示していることから，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は作成しておらず，保有していない。

ウ 本件審査請求を受け，念のため関係部局を探索したが，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会において，諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ，本件対象文書は，いずれも，発簡した文書の発簡番号，文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた表形式の文書であり，発簡された文書に関する件名等の情報が発簡されるごとに順次記入されているものであることが認められ，表計算ソフトにより電磁的記録として作成し，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有してい

ない旨の諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- （３）このような本件対象文書の作成方法や様式に加え、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

- （１）不開示情報該当性の検討に当たり、当審査会において本件対象文書を見分したところ、原処分１に係る行政文書開示決定通知書において「不開示とした部分」として記載されている「（文書５６の）同（統幕運１）第５９６号」について、文書５６には「統幕運１第５９６号」との記載はなく、「統幕運１第５９８号」に不開示部分があることが認められた。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」の記載の誤りであり、正しくは「同第５９８号」であるとのことであった。

文書５６を見分すると、そもそも「統幕運１第５９６号」との記載は存在せず、「統幕運１第５９５号」の次の行は「統幕運１第５９８号」となっており、「統幕運１第５９８号」に不開示部分があることから、諮問庁の上記説明のとおり、「不開示とした部分」の誤記とみることが自然である。原処分においては「（文書５６の）同第５９８号」の件名の一部が不開示とされたものと解することができる。

したがって、原処分においては「（文書５６の）同第５９８号」の件名の一部が不開示とされたものとして、当該不開示部分の不開示情報該当性を検討するものとする。

- （２）以上を前提として、以下、検討する。

ア 別表の番号１９及び２０に掲げる部分以外の部分

別表の番号１９及び２０に掲げる部分以外の不開示部分は、自衛隊の運用及び通信の保全に関する情報を含む文書の件名の一部であることが認められる。

原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、各時点における自衛隊の運用要領、態勢及び通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号１９及び２０に掲げる部分

- (ア) 諮問庁は、不開示としている発簡番号及び文書日付を公にすると、原処分3時点において、じ後の同種の日米共同統合演習（指揮所演習）及び自衛隊統合演習（実動演習）の実施準備期間等が推察され、当該演習の円滑な実施に支障が生じ、武力攻撃事態等に対する日米共同対処及び自衛隊の統合運用に支障を及ぼし、国の安全を害するおそれがあると説明する。
- (イ) 本件対象文書においては、発簡部署ごとに発簡された通達件名が時系列順に記載されている。このことから、「平成28年度日米共同統合演習（指揮所演習）の準備要綱について（通達）」及び「平成28年度自衛隊統合演習（実動演習）の準備要綱について（通達）」は、当該不開示箇所の前の文書日付に照らせば、平成28年3月31日から同年12月31日までの間に発簡されていることが分かる。
- (ウ) そこで、この期間のうち具体的な日付が公になることの影響について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、具体的な発簡時期を公にした場合、その時期を境として、演習準備のための各種活動が実施されるため、より直接的かつ具体的に日米共同統合演習及び自衛隊統合演習の準備過程における調整の進捗状況や準備作業の進展度を絞り込むことが可能となり、また、発簡番号と文書日付は、相互に連動していることから、発簡番号のみを公にした場合においても、具体的な時期を絞り込む手掛かりとなると考えられることから、原処分3時点においては不開示としたとのことであった。
- (エ) 諮問庁の上記説明を踏まえるならば、発簡番号及び文書日付を公にすると、同種の開示請求を繰り返す等により、原処分3時点において、じ後の同種の日米共同統合演習（指揮所演習）及び自衛隊統合演習（実動演習）の実施準備に要する期間等が推察され、当該演習に対する外部からの干渉や情報収集等を容易ならしめ、当該演習の円滑な準備作業等に支障が生じ、じ後の同種の演習の実施に支障を生じさせ、武力攻撃事態等における日米共同対処及び自衛隊の統合運用に支障を及ぼすことにより国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、当該不開示部分は法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 統幕長通達の一覧（2016年1月～2022年12月），及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。
- (2) 2016年1月1日～6月末日間に発令された統幕長通達の一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。
- (3) 2016年1月1日～12月末日間に発令された統幕長通達の一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。

2 本件対象文書

- 文書1 通達一覧表（平成28年）総務課
- 文書2 通達一覧表（平成28年）運用第1課
- 文書3 通達一覧表（平成28年）運用第2課
- 文書4 通達一覧表（平成28年）運用第3課
- 文書5 通達一覧表（平成28年）計画課
- 文書6 通達一覧表（平成28年）指揮通信システム企画課
- 文書7 通達一覧表（平成28年）指揮通信システム運用課
- 文書8 通達一覧表（平成28年）首席後方補給官
- 文書9 通達一覧表（平成29年）総務課
- 文書10 通達一覧表（平成29年）人事教育課
- 文書11 通達一覧表（平成29年）運用第1課
- 文書12 通達一覧表（平成29年）運用第2課
- 文書13 通達一覧表（平成29年）運用第3課
- 文書14 通達一覧表（平成29年）計画課
- 文書15 通達一覧表（平成29年）指揮通信システム企画課
- 文書16 通達一覧表（平成29年）指揮通信システム運用課
- 文書17 通達一覧表（平成29年）首席後方補給官
- 文書18 通達一覧表（平成30年）総務課
- 文書19 通達一覧表（平成30年）人事教育課
- 文書20 通達一覧表（平成30年）運用第1課
- 文書21 通達一覧表（平成30年）運用第2課
- 文書22 通達一覧表（平成30年）運用第3課
- 文書23 通達一覧表（平成30年）計画課
- 文書24 通達一覧表（平成30年）指揮通信システム企画課
- 文書25 通達一覧表（平成30年）指揮通信システム運用課
- 文書26 通達一覧表（平成30年）首席後方補給官
- 文書27 通達一覧表（平成31年・令和元年）総務課

文書28 通達一覧表 (平成31年・令和元年) 人事教育課
文書29 通達一覧表 (平成31年・令和元年) 運用第1課
文書30 通達一覧表 (平成31年・令和元年) 運用第2課
文書31 通達一覧表 (平成31年・令和元年) 運用第3課
文書32 通達一覧表 (平成31年・令和元年) 計画課
文書33 通達一覧表 (平成31年・令和元年) 指揮通信システム企画課
文書34 通達一覧表 (平成31年・令和元年) 指揮通信システム運用課
文書35 通達一覧表 (平成31年・令和元年) 首席後方補給官
文書36 通達一覧表 (令和2年) 総務課
文書37 通達一覧表 (令和2年) 人事教育課
文書38 通達一覧表 (令和2年) 運用第1課
文書39 通達一覧表 (令和2年) 運用第2課
文書40 通達一覧表 (令和2年) 運用第3課
文書41 通達一覧表 (令和2年) 計画課
文書42 通達一覧表 (令和2年) 指揮通信システム企画課
文書43 通達一覧表 (令和2年) 指揮通信システム運用課
文書44 通達一覧表 (令和2年) 首席後方補給官
文書45 通達一覧表 (令和3年) 総務課
文書46 通達一覧表 (令和3年) 人事教育課
文書47 通達一覧表 (令和3年) 運用第1課
文書48 通達一覧表 (令和3年) 運用第2課
文書49 通達一覧表 (令和3年) 運用第3課
文書50 通達一覧表 (令和3年) 計画課
文書51 通達一覧表 (令和3年) 指揮通信システム企画課
文書52 通達一覧表 (令和3年) 指揮通信システム運用課
文書53 通達一覧表 (令和3年) 首席後方補給官
文書54 通達一覧表 (令和4年) 総務課
文書55 通達一覧表 (令和4年) 人事教育課
文書56 通達一覧表 (令和4年) 運用第1課
文書57 通達一覧表 (令和4年) 運用第2課
文書58 通達一覧表 (令和4年) 運用第3課
文書59 通達一覧表 (令和4年) 計画課
文書60 通達一覧表 (令和4年) 指揮通信システム企画課
文書61 通達一覧表 (令和4年) 指揮通信システム運用課
文書62 通達一覧表 (令和4年) 報道官
文書63 通達一覧表 (令和4年) 首席法務官
文書64 通達一覧表 (令和4年) 首席後方補給官
文書65 通達一覧表

文書 6 6 通達一覽表

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書2	統幕運1第4号, 同第20号, 同第36号, 同第48号, 同第52号, 同第56号, 同第59号, 同第68号, 同第122号, 同第153号, 同第168号, 同第174号, 同第179号, 同第183号, 同第210号, 同第214号, 同第219号, 同第244号, 同第258号, 同第259号, 同第260号, 同第281号, 同第327号, 同第328号, 同第351号, 同第355号電, 同第363号, 同第386号, 同第406号, 同第415号, 同第430号, 同第433号, 同第454号, 同第465号, 同第485号, 同第532号, 同第536号, 同第542号, 同第599号, 同第600号, 同第611号, 同第643号, 同第658号, 同第661号, 同第663号, 同第665号, 同第672号, 同第682号, 同第694号, 同第696号, 同第697号, 同第708号, 同第709号, 同第718号, 同第734号, 同第743号, 同第747号, 同第748号, 同第749号及び同第750号のそれぞれ件	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領及び態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。

		名の一部	
2	文書7	統幕指運第13号, 同第22号, 同第34号, 同第42号, 同第59号, 同第109号, 同第115号, 同第116号, 同第118号, 同第124号, 同第134号及び同第135号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信保全要領が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
3	文書11	統幕運1第12号, 同第15号, 同第27号, 同第33号, 同第48号, 同第51号, 同第101号, 同第119号, 同第124号, 同第138号, 同第140号, 同第187号, 同第188号, 同第190号, 同第194号, 同第200号, 同第211号, 同第212号, 同第232号, 同第248号, 同第262号, 同第263号, 同第287号, 同第300号, 同第333号, 同第334号, 同第335号, 同第371号, 同第422号電, 同第450号, 同第462号, 同第526号, 同第527号, 同第528号, 同第530号及び同第560号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領及び態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
4	文書16	統幕指運第8号, 同第18号, 同第21号, 同第39号, 同第40号, 同第41号, 同第46号, 同第51	自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信保全要領が推

		号，同第62号，同第69号，同第75号，同第87号，同第91号，同第105号，同第116号，同第127号，同第130号，同第134号，同第141号，同第162号，同第167号，同第180号，同第181号，同第182号，同第183号，同第187号，同第197号，同第199号，同第200号，同第201号，同第207号及び同第216号のそれぞれ件名の一部	察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書20	統幕運1第12号，同第15号，同第34号電，同第39号，同第54号，同第55号，同第159号，同第160号，同第164号，同第165号，同第171号，同第317号，同第331号，同第345号，同第358号，同第367号，同第400号，同第410号，同第415号，同第457号，同第467号，同第480号，同第504号，同第506号，同第507号，同第505号，同第529号，同第550号，同第557号，同第568号，同第570号，同第571号，同第584号，同第595号，同第642号，同第687号，同第141号，同第720号，同第722号及び同第726号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領及び態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

6	文書 2 5	統幕指運第 2 号, 同第 5 号, 同第 1 1 号, 同第 1 7 号, 同第 2 0 号, 同第 2 5 号, 同第 3 0 号, 同第 3 5 号, 同第 4 7 号, 同第 7 4 号, 同第 9 0 号, 同第 9 7 号, 同第 1 0 8 号, 同第 1 3 7 号, 同第 1 5 6 号, 同第 1 7 9 号, 同第 2 3 0 号, 同第 2 3 1 号及び同第 2 3 3 号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信保全要領が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
7	文書 2 9	統幕運 1 第 1 号, 同第 2 号, 同第 3 号, 同第 8 0 号, 同第 9 2 号, 同第 1 1 6 号, 同第 1 1 7 号, 同第 1 2 6 号, 同第 1 2 7 号, 同第 1 2 8 号, 同第 1 8 5 号, 同第 2 4 2 号及び同第 2 5 2 号並びに令統幕運 1 第 5 号, 同第 6 号, 同第 9 号, 同第 1 0 号, 同第 3 6 号, 同第 4 4 号, 同第 5 0 号, 同第 9 5 号, 同第 1 8 4 号, 同第 1 8 5 号, 同第 1 8 6 号, 同第 1 8 7 号, 同第 1 8 8 号, 同第 2 2 5 号, 同第 2 3 0 号, 同第 2 3 6 号, 同第 2 3 7 号, 同第 2 5 1 号, 同第 2 5 2 号, 同第 2 6 9 号, 同第 2 7 0 号, 同第 2 7 1 号, 同第 2 7 2 号, 同第 3 1 4 号, 同第 3 1 5 号, 同第 3 1 6 号, 同第 3 1 7 号, 同第 3 2 5 号, 同第 3 2 6 号, 同第 3 3 6 号, 同第 3 3 8 号, 同第 3 3 9 号, 同第 3 4 0 号, 同第 3 4 1 号, 同第 3 7 6 号, 同第 3 7 7 号, 同第	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領及び態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

		378号, 同第379号, 同第472号, 同第473号, 同第474号, 同第475号, 同第476号, 同第477号, 同第478号, 同第503号, 同第522号及び同第523号のそれぞれ件名の一部	
8	文書34	統幕指運第35号, 同第25号, 同第44号, 同第58号, 同第61号, 同第65号, 同第86号, 同第102号及び同第107号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信保全要領が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書38	統幕運1第6号, 同第22号, 同第42号, 同第66号, 同第67号, 同第68号, 同第74号, 同第75号, 同第76号, 同第89号, 同第90号, 同第94号, 同第167号, 同第168号, 同第169号, 同第170号, 同第171号, 同第172号, 同第173号, 同第174号, 同第175号, 同第176号, 同第177号, 同第178号, 同第180号, 同第207号, 同第208号, 同第214号, 同第238号, 同第249号, 同第252号, 同第267号, 同第314号, 同第315	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領及び態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。

		号, 同第322号, 同第323号, 同第354号, 同第388号及び同第389号のそれぞれ件名の一部	
10	文書43	統幕指運第9号, 同第65号, 同第101号, 同第113号, 同第114号, 同第158号, 同第161号及び同第166号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信保全要領が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
11	文書47	統幕運1第33号, 同第54号, 同第59号, 同第61号, 同第65号, 同第114号, 同第134号, 同第164号, 同第184号, 同第185号, 同第197号, 同第198号, 同第204号, 同第223号, 同第225号, 同第235号, 同第236号, 同第237号, 同第238号, 同第240号, 同第247号, 同第248号, 同第255号, 同第262号, 同第263号, 同第264号, 同第265号, 同第271号, 同第272号, 同第273号, 同第292号, 同第293号, 同第294号, 同第322号及び同第323号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領及び態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
12	文書48	統幕運2第192号及び同第213号のそれぞれ件名の一	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にす

		部	ることにより，自衛隊の運用要領及び態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
13	文書52	統幕指運第6号，同第14号，同第39号，同第60号，同第78号，同第119号，同第127号，同第152号及び同第163号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信保全要領が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
14	文書56	統幕運1第2号，同第3号，同第4号，同第5号，同第16号，同第17号，同第18号，同第19号，同第29号，同第34号，同第35号，同第40号，同第41号，同第42号，同第48号，同第62号，同第79号，同第80号，同第84号，同第85号，同第89号，同第90号，同第91号，同第92号，同第93号，同第107号，同第108号，同第109号，同第139号，同第143号，同第153号，同第166号，同第167号，同第168号，	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領及び態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

		同第 1 6 9 号, 同第 1 7 4 号, 同第 1 8 2 号, 同第 1 9 5 号, 同第 1 9 7 号, 同第 1 9 8 号, 同第 2 0 3 号, 同第 2 0 9 号, 同第 2 1 0 号, 同第 2 4 9 号, 同第 2 5 0 号, 同第 2 5 1 号, 同第 3 1 2 号, 同第 3 1 6 号, 同第 3 8 3 号, 同第 3 9 7 号, 同第 4 0 9 号, 同第 4 3 2 号, 同第 4 3 4 号, 同第 4 3 5 号, 同第 4 3 6 号, 同第 4 3 8 号, 同第 4 3 9 号, 同第 4 4 1 号, 同第 4 4 3 号, 同第 4 4 5 号, 同第 4 4 6 号, 同第 4 5 7 号, 同第 4 5 8 号, 同第 4 5 9 号, 同第 4 6 0 号, 同第 4 6 1 号, 同第 4 6 4 号, 同第 4 6 6 号, 同第 4 6 8 号, 同第 4 6 9 号, 同第 4 7 9 号, 同第 4 8 0 号, 同第 4 8 6 号, 同第 4 8 7 号, 同第 5 1 3 号, 同第 5 1 4 号, 同第 5 1 5 号, 同第 5 1 6 号, 同第 5 2 2 号, 同第 5 2 3 号, 同第 5 2 4 号, 同第 5 2 5 号, 同第 5 2 6 号, 同第 5 2 7 号, 同第 5 2 8 号, 同第 5 2 9 号, 同第 5 3 0 号, 同第 5 3 2 号, 同第 5 3 6 号, 同第 5 3 7 号, 同第 5 3 8 号, 同第 5 3 9 号, 同第 5 4 3 号, 同第 5 4 4 号, 同第 5 4 5 号, 同第 5 5 3 号, 同第 5 5 4 号, 同第 5 5 5 号, 同第 5 6 3 号, 同第 5 6 4 号, 同第 5 6 6 号, 同第 5 6 7	
--	--	--	--

		号, 同第568号, 同第569号, 同第580号, 同第583号, 同第589号, 同第591号, 同第592号, 同第596号, 同第599号, 同第613号, 同第621号, 同第629号, 同第630号及び同第644号のそれぞれ件名の一部	
15	文書61	統幕指運第11号, 同第20号, 同第60号, 同第79号, 同第86号, 同第98号, 同第120号, 同第121号, 同第143号, 同第144号, 同第161号, 同第171号, 同第174号, 同第175号, 同第189号及び同第194号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信保全要領が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
16	文書65	統幕運1 第4号, 第20号, 第36号, 第48号, 第52号, 第56号, 第59号, 第68号, 第122号, 第153号, 第168号, 第174号, 第179号, 第183号, 第210号, 第214号, 第219号, 第244号, 第258号, 第259号, 第260号, 第281号, 第327号, 第328号, 第351号, 第355号, 第363号及び第386号の件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領及び態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
17		統幕指運 第13号, 第22号, 第34	自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを

		号、第42号及び第59号の件名の全て	公にすることにより、自衛隊の通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
18	文書66	統幕運1 第4号、第20号、第36号、第48号、第52号、第56号、第59号、第68号、第122号、第153号、第168号、第174号、第179号、第183号、第210号、第214号、第219号、第244号、第258号、第259号、第260号、第281号、第327号、第328号、第351号、第355号、第363号、第386号、第406号、第415号、第430号、第433号、第454号、第465号、第485号、第532号、第536号、第542号、第599号、第600号、第611号、第643号、第658号、第661号、第663号、第665号、第672号、第682号、第694号、第696号、第697号、第708号、第709号、第718号、第734号、第743	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

		号，第747号，第748号，第749号及び第750号の件名の一部	
19		「平成28年度日米共同統合演習（実動演習）の準備要綱について（通達）」の発簡番号及び文書日付	自衛隊と米軍の共同訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，日米共同統合演習（実動演習）の実施準備に要する期間が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
20		「平成28年度自衛隊統合演習（指揮所演習）の準備要綱について（通達）」の発簡番号及び文書日付	自衛隊の訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊統合演習（指揮所演習）の実施準備に要する期間が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
21		統幕指運 第13号，第22号，第34号，第42号，第59号，第109号，第115号，第116号，第118号，第124号，第134号及び第135号の件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信保全要領が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法

			5条3号に該当するため 不開示とした。
--	--	--	------------------------